

平成29年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数 (許可)		川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382 床	663 床	343 床	376 床
精神病床	38 床	38 床	—	—
感染症病床	12 床	12 床	—	—
結核病床	40 床	—	40 床	—
合 計	1,472 床	713 床	383 床	376 床
イ 年間患者数				
入院	417,662 人	191,727 人	116,435 人	109,500 人
外来	728,820 人	341,600 人	172,020 人	215,200 人
ウ 1日平均患者数				
入院	1,144 人	525 人	319 人	300 人
外来	2,905 人	1,400 人	705 人	800 人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	835,335 千円
イ 施設改良工事	227,434 千円
ウ 医療器械整備事業	735,010 千円
エ 資産購入費	67,813 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		33,733,616 千円
第1項 医業収益		27,069,994 千円
第2項 医業外収益		5,993,129 千円
第3項 特別利益		670,493 千円

	支	出
第1款 病院事業費用		34,112,848 千円
第1項 医業費用		32,876,430 千円
第2項 医業外費用		1,070,615 千円
第3項 特別損失		155,803 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,916,903千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,971千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 1,907,932千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 病院事業資本的収入		3,473,612 千円
第1項 企業債		1,497,000 千円
第2項 固定資産売却代金		2 千円
第3項 補助金		2 千円
第4項 負担金		1,976,608 千円

支 出

第 1 款	病院事業資本的支出	5,390,515 千円
第 1 項	建設改良費	1,865,592 千円
第 2 項	企業債償還金	3,524,923 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 29 年度 医療器械保守業務経費	平成30年度から 平成31年度まで	64,956 千円
井田病院斜面防護等工事経費	平成30年度	245,086 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 井田病院 再編整備事業	千円 763,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	734,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,371,936千円

(2) 交際費 2,105千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,020,806千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1	取得する資産	器械備品 PET-CT装置	1式

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦